

3 議案第96号関係

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する議員に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職又は死亡によりその職を離れた議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する議員に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職又は死亡によりその職を離れた議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>